

北日本医療福祉専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、教養の向上と人格の陶冶を図り専門知識と技能を有した優秀な人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、「北日本医療福祉専門学校」と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を「岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目5番15号」に置く。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び科、修業年限並びに定員

(課程、科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、科及び修業年限並びに定員等は、次のとおりとする。

課程名	科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
介護福祉専門課程	介護福祉科	2年	40名	80名	2学級	昼間
社会福祉専門課程	こどもマイスター養成科	2年	40名	80名	2学級	昼間
商業実務専門課程	薬業科	2年	40名	80名	2学級	昼間

第3章 学年、学期、休業日

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

(1) 前期 4月1日から 9月30日まで

(2) 後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要と認めたときは、休業日を変更することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏季休業 7月20日から 8月18日まで

(4) 冬季休業 12月24日から 1月15日まで

(5) 春季休業 3月20日から 4月5日まで

(6) 学校創立記念日

第4章 教育課程、授業時数及び成績評価

(教育課程、授業時数及び授業時数の単位数への換算)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。なお編成にあたって、教育課程編成委員会を設置し、その意見を活用するものとする。

2 別表に定める授業時数1時間は、介護福祉科においては45分とし、薬業科、こどもマイスター養成科においては50分とする。

3 授業科目の授業時数を単位数に換算する場合、介護福祉科及び薬業科においては、講義にあつては1.5時間をもって1単位、演習にあつては30時間をもって1単位、及び実験、実習、実技にあつては4.5時間をもって1単位とする。また、こどもマイスター養成科においては、講義・演習にあつては1.5時間をもって1単位、及び実験、実習、実技にあつては30時間をもって1単位とする。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

2 各科目の成績評価は、100点法により60点以上を合格とする。

3 各科目とも出席時数が本校規定時数の3分の2（介護実習、保育実習は5分の4）に達しない者については履修認定する事が出来ない。

4 成績評価に関し、必要な事項は別に定める。

(始業時間及び終業時間)

第10条 本校の始業時刻は午前8時45分、終業時刻は午後4時45分とする。

第5章 教職員組織

(教職員)

第11条 本校の教職員は、次のとおりとする。

- (1) 校長 1名
- (2) 校長代理 1名
- (3) 副校長 1名
- (4) 教員 介護福祉科3名以上 薬業科3名以上
こどもマイスター養成科6名以上
- (5) 事務職員 1名以上

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第6章 入学、退学、転学、休学及び卒業

(入学資格)

第12条 本校への入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (3) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者など高等学校卒業と同等の学力を有する者

(入学時期)

第13条 学生の入学については、毎年4月とする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に保証人連署のうえ、必要事項を記載して、入学検定料及び必要書類を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- (2) 前号の手続きをした者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに入学金等を添え手続きをとらなければならない。ただし第28条に定める離職者等再就職訓練事業による訓練生についてはこの限りではない。

(保証人)

第15条 在学中に保証人が転居、改名、その他異動及び死亡した場合は直ちに届け出なければならない。

(転編入学)

第16条 転編入学については、定員に空きがある場合にのみ、所定の手続きを経た後に、校長がこれを許可する。なお、介護福祉科への転編入学者が他の学校で習得、履修した教科科目及び時間数については、「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」に基づき取り扱うものとする。こどもマイスター養成科の転編入学者が他の学校で習得、履修した教科科目及び時間数については、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に基づき取り扱うものとする。

(休学、復学)

第17条 学生が、疾病、その他やむを得ない事由によって、1ヶ月以上休学する場合は、その事由を記し、診断書等を添えて校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

3 休学の期間は、修業年限以内とする。

(転学)

第 18 条 学生が転学しようとする場合は、その事由を記し、保証人連署のうえ校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第 19 条 学生が退学しようとする場合は、その事由を記し、保証人連署のうえ校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定、卒業)

第 20 条 本校の定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与、国家試験受験資格)

第 21 条 前条により、介護福祉専門課程介護福祉科を修了した者には、専門士（介護福祉専門課程）、商業実務専門課程薬業科を修了した者には、専門士（商業実務専門課程）の称号を付与する。

2 介護福祉科の介護福祉士資格取得については社会福祉士及び介護福祉士法に準拠する。

3 保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の授業科目教科目及び単位数並びに履修方法に従い、別表により修得しなければならない。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 22 条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者について表彰することができる。

(懲戒)

第 23 条 学生が、本校の規則に違反する等、学生の本分に反する行為があった場合、校長は、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第 8 章 入学金及び授業料等

(納付金)

第 24 条 本校の入学金及び授業料等は、次のとおりとする。

科名	入学金 (入学時)	施設維持費 (年額)	授業料 (年額)	実験実習費		入学 検定料
				1 年 (年額)	2 年 (年額)	
介護福祉科	110,000 円	110,000 円	480,000 円	150,000 円	150,000 円	15,000 円
こどもマイスター養成科	110,000 円	110,000 円	480,000 円	100,000 円	100,000 円	15,000 円
薬業科	110,000 円	110,000 円	600,000 円	220,000 円	200,000 円	15,000 円

2 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

3 選択コースの履修にあたっては、別途経費を徴収する。

4 第 2 8 条に定める離職者等再就職訓練事業による訓練生についてはこの限りではない。

(除籍)

第 25 条 授業料、その他の納付金を 6 ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

第 9 章 寄宿舍

(寄宿舍)

第 26 条 本校の寄宿舍は女子のみが入居でき、第一寮、第二寮及び学生会館と称する。

2 第一寮、第二寮及び学生会館の運営方法、使用方法等については別に定める。

第10章 健康診断

(健康診断)

第27条 健康診断は、学校保健安全法の定めるところにより、毎年1回実施する。

第11章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第28条 本校の附帯教育事業は、次のとおりとする。

付帯事業名	期間	定員	備考
介護技術講習会	4日間	40人	年間概ね2回実施
離職者等再就職訓練事業	修業年限と同じ	入学定員を越さない人数	岩手県委託事業
実務者研修通信課程	6ヶ月	80人	

2 附帯教育事業の受講料等の必要事項は別に定める。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行し平成21年度入学者から適用する。

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。但し学費の納入については平成26年度入学生から適用とする。

附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成27年度4月1日から施行し平成26年度入学生から適用する。

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成28年8月1日から施行する。

附 則

この学則は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。

基準のカリキュラム			本校規定						
領域	科目名	規定時間数	科目名	総時間数		1年次時間数		2年次時間数	
				時数	単位	時数	単位	時数	単位
人間と社会	人間の尊厳と自立	30	人間の尊厳と自立	30	2	30	2		
	人間関係とコミュニケーション	60	人間関係とコミュニケーション	60	4	30	2	30	2
	社会の理解	60	社会の理解Ⅰ	30	2	30	2		
			社会の理解Ⅱ	30	2			30	2
	選択科目	90	児童福祉論	30	2			30	2
			地域福祉論	30	2			30	2
社会福祉経営論			30	2			30	2	
計	240		240	16	90	6	150	10	
介護	介護の基本	180	介護の基本Ⅰ	60	4	60	4		
			介護の基本Ⅱ	60	4	60	4		
			介護の基本Ⅲ	60	4	60	4		
	コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術Ⅰ	30	1	30	1		
			コミュニケーション技術Ⅱ	30	1	30	1		
	生活支援技術	300	生活支援技術Ⅰ	60	2	60	2		
			生活支援技術Ⅱ	60	2	60	2		
			生活支援技術Ⅲ	60	2	60	2		
			生活支援技術Ⅳ	60	2			60	2
			生活支援技術Ⅴ	60	2			60	2
	介護過程	150	介護過程Ⅰ	30	1	30	1		
			介護過程Ⅱ	30	1	30	1		
			介護過程Ⅲ	30	1	30	1		
			介護過程Ⅳ	30	1			30	1
			介護過程Ⅴ	30	1			30	1
	介護総合演習	120	介護総合演習Ⅰ	30	1	30	1		
			介護総合演習Ⅱ	30	1	30	1		
			介護総合演習Ⅲ	30	1	30	1		
介護総合演習Ⅳ			30	1			30	1	
介護実習	450	介護実習Ⅰ-1	135	3	135	3			
		介護実習Ⅰ-2							
		介護実習Ⅱ-1	315	7			315	7	
		介護実習Ⅱ-2							
計	1,260		1,260	43	735	29	525	14	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	発達と老化の理解	60	4	60	4		
	認知症の理解	60	認知症の理解	60	4	60	4		
	障害の理解	60	障害の理解	60	4			60	4
	こころとからだのしくみ	120	こころとからだのしくみⅠ	60	4	60	4		
			こころとからだのしくみⅡ	60	4	60	4		
計	300		300	20	240	16	60	4	
医療的ケア	90	医療的ケアⅠ	60	4			60	4	
		医療的ケアⅡ	30	1			30	1	
計	90		90	5			90	5	
合計	1,890		1,890	84	1,065	51	825	33	

《カリキュラム》

こどもマイスター養成科

領域	科目名	必修・選択	規程時間数		1年次時間数		2年次時間数	
			時数	単位	時数	単位	時数	単位
教養科目	スポーツ（実技）	必修	15	1	15	1		
	英語コミュニケーション	必修・選択	30	2	30	2		
	国語	必修・選択	30	2			30	2
	憲法	必修・選択	30	2	30	2		
	健康科学	必修・選択	15	1	15	1		
	情報	必修・選択	30	2	30	2		
	計			150	10	120	8	30
保育の本質・目的の理解に関する科目	保育原理	必修	30	2	30	2		
	教育原理	必修	30	2			30	2
	こども家庭福祉	必修	30	2	30	2		
	社会福祉論	必修	30	2	30	2		
	社会的養護Ⅰ	必修	30	2	30	2		
	保育者論	必修	30	2			30	2
	こども家庭支援論	必修	30	2	30	2		
保育の対象の理解に関する科目	教職論	必修・選択	30	2	30	2		
	保育の心理学	必修	30	2	30	2		
	こども家庭支援の心理学	必修	30	2			30	2
	こどもの保健	必修	30	2			30	2
	こどもの理解と援助	必修	15	1			15	1
	こどもの食と栄養	必修	30	2			30	2
	言葉とこどもの文化	必修・選択	15	1	15	1		
保育の内容・方法の理解に関する科目	特別支援教育	必修・選択	15	1			15	1
	保育の計画と評価	必修	30	2	30	2		
	保育内容の理解と方法	必修	60	4			60	4
	保育内容総論	必修	15	1	15	1		
	保育内容演習	必修	75	5	75	5		
	乳幼児保育Ⅰ	必修	30	2	30	2		
	乳幼児保育Ⅱ	必修	15	1			15	1
	障害児保育	必修	30	2	30	2		
	社会的養護Ⅱ	必修	15	1			15	1
	子育て支援	必修	15	1			15	1
	こどもの健康と安全	必修	15	1			15	1
	コミュニケーション論	必修・選択	45	3			45	3
	こどもプロジェクトⅠ	必修・選択	30	2	30	2		
	こどもプロジェクトⅡ	必修・選択	30	2			30	2
	言語表現	必修・選択	15	1			15	1
	保育方法の探求	必修・選択	30	2			30	2
	教育課程論	必修・選択	30	2			30	2
	レクリエーション	必修・選択	30	2			30	2
	地域ボランティア	必修・選択	15	1			15	1
	課題研究	必修・選択	60	4	30	2	30	2
	音楽表現論	必修・選択	30	2	30	2		
	音楽実技Ⅰ	必修・選択	45	3	45	3		
	音楽実技Ⅱ	必修・選択	30	2			30	2
こどもと体育	必修・選択	30	2			30	2	
こどもと造形	必修・選択	15	1			15	1	
造形表現論	必修・選択	15	1	15	1			
計			1155	77	555	37	600	40
総合演習	保育実践演習	必修	30	2	30	2		
保育実習	保育実習Ⅰ	必修	150	5	150	5		
	保育実習Ⅱ	必修・選択	60	2	60	2		
	保育実習Ⅲ	必修・選択	60	2			60	2
	教育実習	必修・選択	120	4			120	4
	保育実習指導Ⅰ	必修	30	2	30	2		
	保育実習指導Ⅱ	必修・選択	30	2	30	2		
	保育実習指導Ⅲ	必修・選択	30	2			30	2
	教育実習指導	必修・選択	15	1			15	1
	教育実習事前・事後指導	必修・選択	15	1			15	1
	教職実践演習（幼小）	必修・選択	30	2			30	2
計			570	25	300	13	270	12
合計			1875	112	975	58	900	54

《カリキュラム》

薬業科

	科目名	総時間数		1 学年		2 学年	
		時間数	単位	時数	単位	時数	単位
一般教養	法 学	30	2	30	2		
	コミュニケーション技術	30	1	30	1		
	マーケティング論Ⅰ	30	1	30	1		
	マーケティング論Ⅱ	30	2			30	2
	計	120	6	90	4	30	2
専門科目	生 理 学	30	2			30	2
	薬 理 学Ⅰ	60	4	60	4		
	薬 理 学Ⅱ	60	4			60	4
	医薬品管理学Ⅰ	30	2	30	2		
	医薬品管理学Ⅱ	30	2			30	2
	医薬品管理学Ⅲ	30	2			30	2
	薬業演習Ⅰ	30	1	30	1		
	薬業演習Ⅱ	30	1	30	1		
	薬業演習Ⅲ	60	2			60	2
	薬業演習Ⅳ	60	2			60	2
	栄 養 学	30	2			30	2
	精神保健の基礎	30	2	30	2		
	調剤報酬事務Ⅰ	30	1			30	1
	調剤報酬事務Ⅱ	30	1			30	1
	調剤報酬事務Ⅲ	30	1			30	1
	接 遇 マ ナ ー	30	1	30	1		
	メディカルクラークⅠ	60	2			60	2
	メディカルクラークⅡ	60	2			60	2
	メディカルクラークⅢ	30	1			30	1
	計	750	35	210	11	540	24
実習	実 習 指 導	30	1	30	1		
	現 場 実 習	960	21	720	16	240	5
	計	990	22	750	17	240	5
合 計		1860	63	1050	32	810	31